

改正フロン法全国説明会について

平成 26 年 10 月 8 日（水）
経済産業省製造産業局
化学物質管理課
オゾン層保護等推進室

1. 趣旨

エアコンディショナーや冷凍冷蔵機器に使用されるフロン類については、1980 年代頃より、国際条約に基づき、その生産量及び消費量が確実に削減され、オゾン層破壊効果がない代替フロンが使用されてきています。

しかしながら、この代替フロンは、オゾン層破壊効果はないものの、高い地球温暖化効果を有することから、昨今の国際的な温暖化対策の議論の中で、その排出削減が求められてきたところです。

将来的には、代替フロンのさらなる使用増加に伴いその排出量も急増する傾向があることから、排出抑制を促すとともに、使用中の漏えい防止、代替フロンの廃棄時回収の徹底等を措置するため、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律の一部を改正する法律」（改正フロン法）が、平成 25 年 6 月 12 日に公布されたところです（平成 27 年 4 月 1 日施行予定）。

この改正フロン法の施行に伴い、いくつかの新たな規制が導入されることとなりますが、その中の一つに、**「業務用エアコンディショナー、業務用冷凍冷蔵機器を所有する全ての事業者及び事業所に対して、点検義務が生じる」**（下記表 1 の③）というものがあります。本資料では、当該規制に対応していただくための説明会について、周知をさせていただきますものです。

（表 1）改正フロン法の施行に伴う新たな規制概要

- ①フロン類（ガス）製造事業者に対して、フロン類製造削減計画の策定を求める。
- ②フロン類使用製品の製造業者等に対して、使用するフロン類の転換を求める。
- ③フロン類使用製品を設置する事業者等に対して、簡易点検（全ての事業者及び事業所が対象）、定期点検（一定規模以上の設備を有する者に限る）、フロン類漏えい量の国への報告（一定規模以上の漏えいがあった者に限る）を求める。報告を行った事業者又は事業所名は公表する。
- ④フロン類を充填、回収、再生、破壊する事業者に対して、各工程における処理の内容を証明書に記載させ、行程管理を行う。

2. 説明会について

今後、業務用エアコンディショナー、業務用冷凍冷蔵機器を所有する全ての事業者及び事業所に対して、点検義務が生じることとなりますので、これに対応していただくため、平成 26 年 10 月 21 日より、全国にて説明会を開催する予定です。事業者の皆様におかれましては、是非、ご出席いただければと存じます。

<申し込みサイト：いずれのサイトからでも申し込み可能>

- ・（一財）日本冷媒・環境保全機構（JRECO）：

<http://www.jreco.or.jp/guidance.html>

- ・（一社）日本冷凍空調設備工業連合会：

<http://www.jarac.or.jp/seminar/f1.html>

3. 個別説明について

業界毎に、個別のご説明会を開催させていただくことも検討させていただきますので、ご要望がございましたら、ご連絡下さい。

（以上）

(参考1) 簡易点検、定期点検について

<簡易点検>

➤ 業務用エアコンディショナー

- 製品からの異音、製品外観（配管含む）の損傷、腐食、錆、油にじみ、熱交換器の霜付き等の冷媒として充填されているフロン類の漏えいの兆候の有無を確認。
- 原則、季節毎に運転負荷に変動が生じるため、四半期に一度以上の頻度で実施。

➤ 業務用冷蔵機器及び冷凍機器

- 冷蔵機器及び冷凍機器の庫内温度
- 製品からの異音、製品外観（配管含む）の損傷、腐食、錆、油にじみ、熱交換器の霜付き等の冷媒として充填されているフロン類の漏えいの兆候の有無を確認。
- 原則、季節毎に運転負荷に変動が生じるため、四半期に一度以上の頻度で実施。

事業者が自ら実施する事項

<定期点検>

➤ 業務用エアコンディショナー、業務用冷蔵機器及び冷凍機器

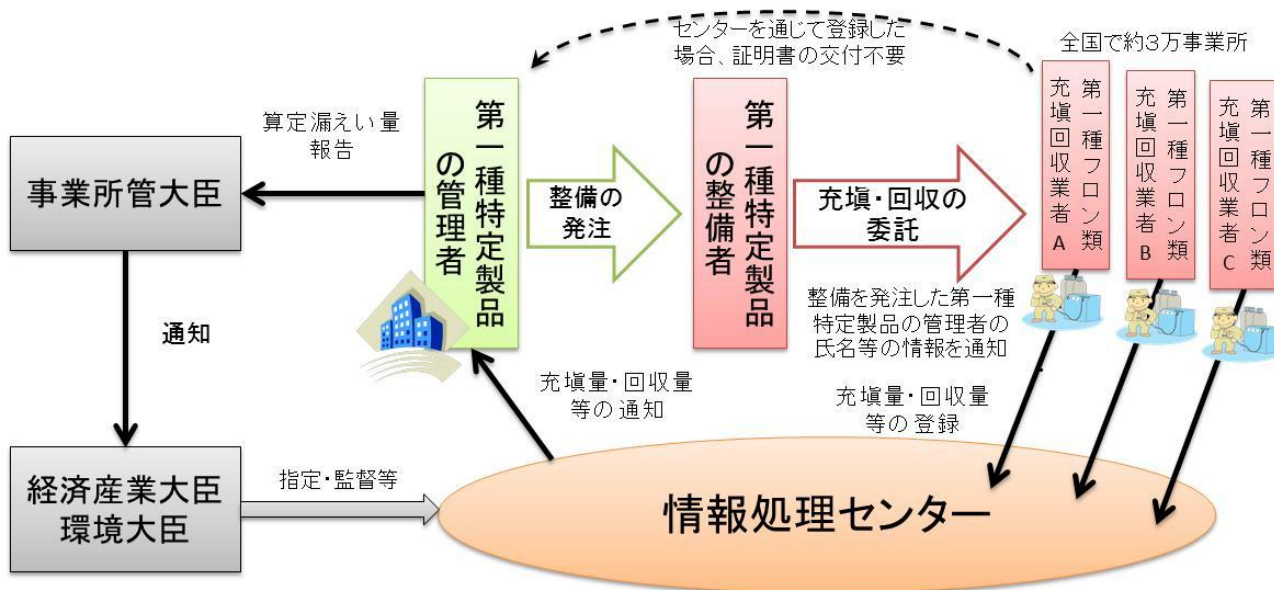
- 漏えい箇所が概ね特定できる場合は、ガス検知装置等を用いて点検。
- その他の場合は、計測器等を用いた点検にて確認。
- エアコンディショナーについては、定格出力が50kW以上の機器は1年に1回以上、7.5kW以上50kW未満の機器については、3年に1回以上、定期点検を実施。
- 冷蔵機器及び冷凍機器については、定格出力が7.5kW以上の機器は1年に1回以上、定期点検を実施。

(参考2) 算定漏えい量報告について

管理者（業務用冷凍空調機器を有する全ての事業者及び事業所）は、保有する業務用の冷凍空調機器からのフロン類の算定漏えい量について、事業者単位又は事業所単位で1000-CO₂トン以上の場合、国（事業所管省庁）に報告することを求めることとしており、報告を行った事業者又は事業所名は公表されます。

本算定漏えい量は、「算定漏えい量＝充填された冷媒量－整備時回収された冷媒量」により計算されることとなります。ここで、充填された冷媒量や整備時回収された冷媒量の把握のため、改正フロン法において、充填回収業者に対して、整備時の充填・回収行為の都度、充填・回収証明書を発行することを求めることとしており、これらの証明書を用いて、管理者が直接、算定漏えい量を計算することも可能です。ただし、これらの手続きは煩雑であるため、改正フロン法では、別途、『情報処理センター』を国が指定できることとしており、当該センターに充填量、回収量等を登録することで、登録された数値が管理者に通知される仕組みの構築が可能となっています。今後、下位規定の

整備に伴い、『情報処理センター』の指定がなされれば、当該センターを活用することで、管理者の事務的な負担が軽減されることが期待されます。



(参考3) 算定漏えい量報告の対象について

算定漏えい量の報告の対象となると想定される主な管理者の目安は以下の通りです。

業態(床面積)	1事業所あたりの平均的な保有機器構成(各機器の出力は圧縮機定格出力)	左記構成の場合に想定される1事業所あたりの算定漏えい量(CO2-t)
百貨店(25,000㎡)	ビル用マルチエアコン: 40kW×20台 別置型ショーケース: 10kW×10台	約180 CO2-t
総合スーパー(10,000㎡)	ビル用マルチエアコン: 40kW×10台 別置型ショーケース: 10kW×10台	約150 CO2-t
食料品スーパー(1,500㎡)	店舗・オフィス用エアコン: 5~15kW×8台 別置型ショーケース: 4~30kW×10台	約130 CO2-t
食料品専門店(100㎡)	店舗・オフィス用エアコン: 3~5kW×1台 別置型ショーケース: 3~7.5kW×2台	約10 CO2-t
コンビニエンスストア(200㎡)	店舗・オフィス用エアコン: 3kW×2台 別置型ショーケース: 2kW、8kW	約10 CO2-t
大規模ビル(10,000㎡)	ビル用マルチエアコン: 25kW×20台	約40 CO2-t
小規模事務所(150㎡)	店舗・オフィス用エアコン: 5kW×2台	約1 CO2-t
冷凍冷蔵倉庫(500㎡)	冷凍冷蔵ユニット: 20kW×2台	約50 CO2-t
食品加工工場(300㎡)	冷凍冷蔵ユニット: 7.5kW×5台	約50 CO2-t
レストランチェーン店(600㎡)	店舗・オフィス用エアコン: 5kW×3台 業務用冷蔵庫: 0.75kW×8台	約1.2 CO2-t